



2025年9月26日

各 位

会 社 名 巴 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 玉 井 章 友
(コード番号:6309 東証プライム市場)
問 い 合 せ 先 総 務 部 担 当 取 締 役 執 行 役 員 藤 井 修
(TEL : 03-3442-5128)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年9月26日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社はステークホルダーの皆様の豊かな未来を築くべく、「高い技術と優れた製商品を提供し、社会に貢献する」を当社の経営理念として掲げてまいりました。2025年10月期を最終年度とした中期経営計画「For Sustainable Future ～持続可能な未来のために～」では、各重点施策（成長戦略）を推進し更なる企業価値の向上を目指しております。

また、当社は「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向けて、従来から株主構成の多様化と株式の流動性の向上について検討していく中で、IR体制の充実、投資家との対話の強化や株式分割、株主優待基準の見直し等を実践してまいりました。

一方で、株式市場において、東京証券取引所は日本株式の市場平均を示すベンチマークであるTOPIXの見直しを公表しており、「TOPIX等の見直しの概要」によると、次期TOPIX銘柄への移行にあたって一定以上の浮動株時価総額が選定基準とされております。当社はTOPIXへの組み入れ維持について検討を重ねた結果、これまで同様に持続的成長と企業価値の拡大を目指すとともに、浮動株比率を引き上げることを目的とし、当社株式を保有している一部の株主様と対話を行ってまいりました。その中で一部の株主様から当社株式を売却する意向を確認したため、当社として最適な当該株式の売却手法を改めて検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら株主構成の能動的な再構築と株式の市場流動性の向上を図ることが可能であることから、このたび本売出しを実施することといたしました。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|--|---|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 1,788,500 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社三井住友銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱UFJ銀行
野田 眞利子
月島ホールディングス株式会社 | 540,000 株
410,000 株
368,500 株
300,000 株
170,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年10月6日(月)から2025年10月8日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日。 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、 | 代表取締役社長 玉井 章友に一任する。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. をご参照）

- | | | |
|--|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 268,200 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われないうちがある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 | |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から268,200株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、 | 代表取締役社長 玉井 章友に一任する。 | |
| (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | | |

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から268,200株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、268,200株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、2025年10月27日（月）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年10月27日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、野田眞利子及び月島ホールディングス株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及び2023年1月27日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式等の大規模買付行為等への対応策（買取防衛策）」等に基づく新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。